

# 令和7年第1回喬木村議会定例会一般質問

令和7年3月15日 午前9時00分開議

会場： 喬木村役場 議場

| 順序 | 氏名      | 質問事項                          |
|----|---------|-------------------------------|
| 1  | 小川原 美智穂 | ○小渋川土地改良区受益地の農振除外について         |
| 2  | 櫻井 登    | ○「土地利用計画」について<br>○「道の駅」構想について |
| 3  | 後藤 澄壽   | ○村民から見た自立選択後の喬木村について          |
| 4  | 下平 貢    | ○今後の農村形成について                  |
| 5  | 木下 温司   | ○村の産業振興について                   |
| 6  | 福澤 眞理子  | ○終活の支援について                    |

令和 7年 2月 21日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 様

喬木村議会議員 小川原 美智穂

|               |   |
|---------------|---|
| 質 問 事 項 1     | 小渋川土地改良区受益地の農振除外について  |
| 質 問 の 趣 旨     | <p>小渋川一貫水路の第 2 期工が令和 8 年度に完了見通しとなり、「農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 6 号」の法令により、土地改良事業の受益地は、工事完了の翌年度から 8 年間は農振除外ができないため、令和 9 年度から令和 16 年度までの間、村内でも広範囲にわたり、農振除外ができなくなると聞く。</p> <p>その上、その後第 3 期工が完了すると、さらに 8 年間で上乗せされ計 16 年間農振除外ができなくなると聞く。</p> <p>リニア中央新幹線・三遠南信自動車道に一番近い村、喬木村の将来の展望を見据えた計画の妨げになるのではないかと考え、村の見解を伺う。</p>  |
| 質 問 要 旨 と 質 問 | <p>「小渋川土地改良区と聞いても、回覧板で目にすることはあるけど、小渋川は村の中を流れているわけじゃないし、私たちに関係ないよな」と思っている方も多いと思う。</p> <p>小渋川土地改良区は、松川町、豊丘村、喬木村、飯田市下久堅の 4 市町村にわたる土地改良区であり、天竜川の左岸にある竜東一貫水路は、水の乏しかった竜東地域の山間地の受益地に効率よく用水を供給することを目的に、小渋ダムを水源として、昭和 44 年から 54 年に掛けて、県営灌漑排水事業等により造成された水路である。</p> <p>その、小渋川一貫水路の第 2 期工が令和 8 年度に完了見通しとなり、「農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 6 号」の法令により、土地改良事業の受益地は、工事完了の翌年度から 8 年間は農振除外ができないため、令和 9 年度から令和 16 年度までの間、村内でも広範囲にわたり、農振除外ができなくなると聞く。</p> <p>その上、その後第 3 期工が完了すると、さらに 8 年間で上乗せされ、計 16 年間農振除外ができなくなるとも聞く。</p> <p>2 月に配布された情報誌たかぎ 3 月号には、『小渋川土地改良区受益地 農振除外について』の記事が掲載されていた。</p> <p>1 情報誌を見ると、『阿島・小川・伊久間に農地をお持ちの皆さま』とあるが、阿島・小川・伊久間地区のどこが、どの位、農振除外ができなくなる対象となるのか。</p> |

私は、以前『農地をどう利活用して行くのか』『喬木村は農業立村なのか』と言う一般質問をさせていただいたように、『農地は農地として活用できるよう農村RMOなどを取り入れられないか。』と考えている一人である。

しかし、村内では最近、高齢化により田畑ができなくなり、子どもたち等のために宅地化する方も増えて来ている。

農地は農地として活用するのが一番良いが、それぞれのご事情もある中、後 1～2年は何とかがんばって農業をやって、その後は農地を宅地などにしようかと考えていらっしゃる方がいると伺う。

- 2 情報誌を見ると、『小渋川土地改良区受益地の農振除外の申出は、令和 8年 5月29日で受付を停止する予定です。』とある。それまでに開始される農業振興地域整備促進協議会は、後 3回開催されるのみと聞く。住民への情報発信は、情報誌に掲載しただけで周知が行き渡っていると考えているのか。

この農振除外の縛りは、住民の皆さまへの影響も大きいと思うが、リニア中央新幹線・三遠南信自動車道に一番近い村として、村の未来を考えたとき、千載一遇のチャンスを活かさないのではないかと。村の将来計画の妨げになるのではないかと心配になる。

- 3 この長期間におよぶ農振除外の縛りが、村の将来の計画や展望の妨げになるのではないかと考えるが、村の見解はどうか。

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 殿

喬木村議会議員 櫻井 登

|               |  |
|---------------|--|
| 質 問 事 項 1     | 「土地利用計画」について   |
| 質 問 の 趣 旨     | 「地域未来投資促進法」の「地域経済牽引事業計画」を活用した農地転用及び同事業促進による地域の成長発展に関する土地利用転換の迅速化並びに今後の村の産業振興について質す。  |
| 質 問 要 旨 と 質 問 | <p>1-1 「地域未来投資促進法」の「地域経済牽引事業計画」に基づく移転後の工場 2 社の「雇用者数や売り上げの増加、賃金の上昇」はどのようなか。</p> <p>1-2 水田一帯の農地の所有者は、今後、農業を継続されるのか、農地転用をしたいのか。村はどのように捉えているのか。</p> <p>1-3 前出の質問において、農地転用を考えておられる方の土地利用計画について、どのような政策を考えているのか。</p> <p>1-4 前出の質問に関連し、産業振興策を図るために企業誘致に向けて喬木村を P R することはいかがか。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 質問事項 2  | 「道の駅」構想について  |
| 質問の趣旨   | 「道の駅」を村の産業振興の「コア」として位置付け、さらに大災害発災の際の広域防災拠点としての「道の駅」構想について質す。   |
| 質問要旨と質問 | <p>2-1 村に「道の駅」構想は不必要か。</p> <p>2-2 「休憩施設」としての「道の駅」が、三遠南信道の長野県の玄関口に存在することは自然だと思うが、いかがか。</p> <p>2-3 産業振興の「コア」となる「道の駅」を目指すことにより、関連産業の発展を促す。共存共栄にも繋がる。村の考えはいかがか。</p> <p>2-4 大規模地震や大災害が列島各地に多発している。「情報発信施設」「地域の連携機能施設」である「道の駅」が喬木村に存在すれば、三遠南信道開通後には、ICを経由して広域防災の拠点施設ともなる。社会的な意義は実に大きい。村の見解はいかがか。</p> |

令和7年2月21日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤章人 殿

喬木村議会議員 後藤澄壽

|                  |   |
|------------------|---|
| <p>質 問 事 項 1</p> | <p>村民から見た自立選択後の喬木村について</p>  |
| <p>質 問 の 趣 旨</p> | <p>住民投票により自立を選択して20年が経過した現在、村民から見た喬木村について、村の考えを質す。</p>  |
| <p>質問要旨と質問</p>   | <p>1-1 自立選択後、今までに行った施策について</p> <p>村民から見て、こども学遊会館の運営、村民バスの運行、災害対応など、自立を選択した村ならではの、きめ細やかな施策が行われてきたと思う。</p> <p>(1) 今までに、村民から「自立を選択してよかった」と言ってもらえる施策には、どのような施策があったと考えているか。</p> <p>1-2 今後の施策について</p> <p>(1) 今後、村民から「喬木村に住んでいてよかった」と言ってもらえる施策として、どのような施策を考えているのか。</p> |

令和7年2月21日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 殿

喬木村議会議員 下平貢

|               |  |
|---------------|--|
| 質 問 事 項 1     | 今後の農村形成について  |
| 質 問 の 趣 旨     | 地域計画策定から今後想定される課題と地域作りについて   |
| 質 問 要 旨 と 質 問 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域計画の策定により、そこから将来の農地の状況から考えられる施策への影響について</li> <li>2. 中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業について、事務処理が大変で、事業存続が厳しいとの声も聞くところである。国から直接入る交付金として利用価値の高い事業であるので事業縮小はもったいと考える。村としての支援のもとに事業存続は促せないか。また村全体を対象地域として捉えて、村の事業として進めていくことはできないか。</li> <li>3. これらの状況から今後の喬木村の農業振興施策について、これまで通り進めていくのか。今後の方向性について伺う。</li> <li>4. 今後農村形成に、課題が多岐にわたることが想定される。特に、担い手不足は顕著で、各自治会においても、地域維持活動に支障が出てきている。それらを補完していく仕組みとして農村 RMO という考え方が農水省より示されており、その理念を組み入れ、課を横断的に総括した仕組みを検討したらと考えるが、村の見解を伺う。</li> </ol> |

令和7年2月25日

## 一般質問通告書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 殿

喬木村議会議員 木下 温司

|         |  |
|---------|--|
| 質問事項 1  | (質問するテーマ)<br>村の産業振興について  |
| 質問の趣旨   | 産業振興によって村の特産品開発を通じ、活性化を図ることにより雇用と活力ある村づくりを行う。  |
| 質問要旨と質問 | <p>1-1 村の特産品の充実と商品の持続的な流通について<br/>村の特産品開発には、官民が一体となって振興策を行ってゆくことが大切と考えるが村の考えをお聞きします。</p> <p>1-2 広域の管理するエス・バード内にある、民間の土産ショップ「おいでなんしょ」に見る、喬木村の特産品とこの店を核とした広域の取組について<br/>将来を見据え各市町村の伝統産業や伝統芸能等、年間を通じ、観光で訪れる県外の方に、南信州の魅力を伝えることはできないのか。</p> <p>1-3 村の観光、産業、交流の拠点、交流センターの機能充実について<br/>喬木村の魅力発信基地として機能の充実を図る、そのためには施設と行政が一体となった取り組みが必要と考える。</p> <p>1-4 地域力創造(株)の事業展開と産業振興の取組について<br/>事業連携の中に見る、ふるさと納税、村内産の農産物等の販路開拓、魅力発信業務が含まれているが、現状は。</p> |

令和 7 年 2 月 25 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 殿

喬木村議会議員 福澤真理子

|                  |  |
|------------------|--|
| <p>質 問 事 項 1</p> | <p>終活の支援について</p>   |
| <p>質 問 の 趣 旨</p> | <p>終活は個人の意思で自由に行うものであるが、厚労省でも「人生会議」の取組を促進している。高齢者のみの世帯も増えている。終活は命の問題だけではない。行政に相談窓口を設けることを提案したい。</p>  |
| <p>質問要旨と質問</p>   | <p>終活とは「人生の最期を迎えるための活動や準備」を指し、人生の終わりを意識して行う活動をさすと言われている。</p> <p>喬木村の高齢者人口は 2,184 人、高齢化率は 36.4%（令和 5 年 9 月）となっている。理由は様々であると思うが、一人暮らしや高齢者のみで暮らす世帯も増加している。</p> <p>終活は強制されるものではなく、個人の意思で自由に行うものであるが、現在では厚生労働省でも「人生会議」をいう言葉を使い、取り組みを促進している。村でも毎年講演会が開催されているが、講演を聴いただけでは、実際にどのようなことを考えればいいのか具体的なイメージがわからないこともあるのではないかと考える。</p> <p>質問① 実際にエンディングノートなどを見ながら、記入をしてみるような研修会など聴講から一歩進める企画があればよいと思うがいかがか。</p> <p>終活は「人生会議」での介護や医療に関する自身の意向を伝えるだけでなく、将来必要となる亡くなった後の準備全般が内容である。自身の希望を残された家族などに伝えるだけでなく、家族等の負担を軽減することにつながると考えられる。若い世代は都会に出て、親だけの世帯もある。子ども世代は近隣に家を建て住まわれている方も多い。色々な方の話を聞いていると、「子どもは帰ってこない」という方も多くおられるように聞く。現時点においても住む人がいなくなり空き家は増え、田んぼや畑は耕作されることなく荒れていく。こんな状況を見るにつけ、これから更にどうなっていくのかと危惧される。自身の命の問題も大きいですが、家や土地をどうするかといったことも、終活の大きな問題であると考えます。</p> |

質問② 終活に関するような相談はあるか伺う。

質問③ 土地・家屋・田畑など財産等もどうしていくのか考えることができるようになれば、空き家対策等にも繋がるのではないかと考える。きっかけになるような啓発が必要と思うがどう考えられるか。

質問③ 民間でも終活セミナーなどが行なわれており、終活サポートのサービスもあるようだが、初めての人にはハードルが高く躊躇される方もおられるのではないかと思う。介護、相続、葬儀、死後事務など誰に相談していいか分からない、どのような制度やサービスがあるのか基本を知りたいなど、終活についての初めの相談に応じることができる窓口を広く広報し、相談に応じ、困りごとの解決に向けて支援をしてもらうことができれば、と考える。村の考えを伺う。